大學要領抄 一 首

ワ 3
1306
1

ワ
1306
1

裝束要領鈔序

紀稱　神世投御冠於安河邉織神衣於齋服殿衣冠之權輿其来也舊矣應神帝效百濟衣服以少革其製廐戸皇子始定冠位十二階大寶以降沿唐衣服而其製大同小異蓋　本邦通中華也始于漢盛于唐此時　朝廷命賢臣因循于往古之衣冠而折衷于漢唐之製其好者沿

焉不好者草寫而為 本邦之文物千歳不易之定式也如宋景濂謂曰予來猶效漢衣冠元是 本邦之古傳也宜效漢唐之製而已乎顧夫聖世始為衣冠而美風俗以正上下禮儀人而無禮儀則何以為人豈非當務之急乎然其典故舊籍藏于搢紳家而不能行于世奄井義知氏有慨乎此故索搜 本邦正史及諸家典籍群以拔之精以華之不離所言半句之臆說而成一書矣學古禮者就此而正之則豈有裨衣萬裏之失乎義知子者予之故舊也乞請之序故為之云云

正德丙申孟春望日牛山翁香月啓益甫揮筆於京師高倉街寓居

牛山

装束要領鈔序

公事に大儀中儀小儀ありて冠服は晴と褻と尋常なりおもきをきく冠制服制の成るハ禮に始まりき凡冠服神代よりおこれりといへとも其形状階級いちしるしからずまて人代にいたりて　推古天皇御宇より　天武の朝に及ひ階ことに冠制ありこれを冠位といふ號を文武天皇の大寶乃ちはしめ皆漆の有文無文の冠に

改め給ひぬ是今の冠の元なり。其服制親王四品已上諸王諸臣は一位ハ深紫衣。諸王の二位已下五位已上諸臣乃二三位ハ浅紫衣。四位ハ深緋衣（アケノキヌ）。五位ハ浅緋衣。六位ハ深緑衣。七位は浅緑衣。八位ハ深縹衣。初位ハ浅縹衣と為す是令制なり各當色はへりて其法を定むれど若清またふ人あきハこれ代きれ古今の通例也。されど以へとも何まよりて改革増減ありて世に隨ひて質素文飾ともなり

中古に至て二位と以へとも大臣なきハ深紫の衣とせり六位已下初位よりいたる服色とはしめて深緑深縹は衣となし給ひし御世に寛弘以来四位已上皆一色の黒袍に染なして橡の名をかり。五位は茜衣も蘇芳をうつり。六位乃青衫も八位初位は縹にかへり。七位已下も階級をさかひて服色の制をまうくあり。歴代轉變いくたりと以へとも其制同しく成て大臣納言参議ハ下襲

の裾など長短にみえ。公卿と四位の侍臣の差別ハ袴。襲の文乃有なしにあり。但四位の人も禁色をゆりたまふも公卿に似て裾短し。五位六位ハそのつらに位袍ありいのらくゑがくれもくして夏冬の時代もちら各故實を多々つまもちりゑふときてし。又烏帽子ハ紗帽乃製におこり狩衣指貫を布に始りて後に。絹綾織物の美をつくせりこれらハ往古庶人乃服なりしが後世六位已上の褻なる

服となれりされども朝服にハ用ひなかりし況それより已下の服ハ固よりいふまでもなし。雜袍を許す人といへども烏帽子狩衣を着して内に參り給ハず。但例ハあまたあれ可なりとぞ。下愚素より蒙昧にして適冠服の故事を弁知らんと此一隅にかゝはり学ひて徒に艱難を年齢にのミ積て傍人の勤學をもして何にあつるを作さうらやめり。今空ク鶴髪の衰老となり筋力漸疲て騠驢のことし

然ごとも嗜好（スキ）の道いふく舎措ることく國史令式百家にから古よりなひ今に便ある事をはかり索るゝ當用のさやすく初心の目をもかつらんか為に雲客の装束式とかよあらそし卿相の衣裳の事を内ふこめて梗概の一筋を書あらし且問答をくりへて本文の餘意をあかさり然れを元禄己卯年仲春本主四辻故宰相中將（公韶卿）の一覧に入しつパ跋及題名を給りて是を紫家本にたゝるべく

さいつ比然れとも拙き身もうしば筆削年へりといまさなおざりしが爰に徳田良方といふもの予に從遊してまづ此書を研究して訪て要をはかり討（タヅヌ）ことを義をとり能其名實を正し其旨趣を辨明して自鰲頭傍註をくはへて後ふ古今女房がた衣裳の用を附て又あまねく貴家の題名を給り更に装束要領鈔と号して是を梓にちりばめんとこふ。愚あらそひて辭言わへん

事をおもひ頭をふりて諾ぬ于時良方かさねていふハさきに未成の草藁散亂しく世にありぬ幸に今潤色して新にかける書を出して人の惑ひをとかんとすあらしむやとおもひをとりく拵へして此よしを序るのミ

正德六丙申年青陽人日　桃華坊中陳人壺井安義知著

（束帯）論語公冶長束帯立於朝○大學衍義補巻九十八東以革帯

（冠）文武天皇大寶元年三月甲午朔制皆用漆冠○衣服令用頭巾字○國史用幞頭字○和名鈔亦同和訓加宇布利

男官装束要領鈔上

束帯之具　袍以下の装束表袴を著し石帯にてつかぬるを束帯と云

冠　幷緌

いにしへハ厚額薄額半額透額ありし（禁秘御鈔文）近代々のミ（始于閑院大將朝光ニ）ありてこれを不分明なりいま世にのこりて用ゐるハ乃透額の冠ハ十六歳の春まで透を用ひましよのつねの冠を用ひ給ふなりいにしへ用ひらるハ乃故實さはく子細おほし也らいへとも此の孔かくれとし元冠ア

羅　賦役令義解羅者纐之屬織有邪文者也○和名鈔羅音何反此間云良一云蟬翼

有文無文冠　衣服令五位已上皁羅頭巾六位已下皁縵頭巾。義解縵無文繒

緌　和名鈔緌於盈反俗云燕尾○江家次第結燕尾解緌燕尾

有文無文乃別ありよの法式ハ有文乃冠紗用ふるそ也有文の冠とハ小菱（コビシ）の文ある羅（ラ）を用るなり近代ハ文乃羅織なきよしゐく（緋華藻蘩文）菱乃文とうら付て（今世只緌（エイ）の末と巾子（コジ）の上へ文をうら付るなり）有文乃よしなりむかしハ五位以上有文六位以下無文なり志かるに今ハなへて有文乃冠を用らる冠の大小ハ其人乃頭にまへし冠師を召て頭をはかりしむと見えたり又緌（ヲイ）の事古今同しこれハ近世冠のうしろにさし用らる但ため

巾子　和名鈔巾子此間巾音如渾幞頭具所以挿髻者也

懸緒　古昔無懸緒直以纓結巾子而差簪故也

やう家々に曲説ありといへとも臣下ハ巾子よりさかる次文人乃好ミよりて緌（ヲイ）乃末ちゞりやう巾子までの事近きころひろかりまた術業諸家の風かうし巾子をおほしとよむなり

懸緒（カケヲ）

本儀紙縒（カウヨリ）なり是をかけをといふ束帯の時は殿上人なとなへて紙よりを用らる文宗乃組緒を用ひらるゝハ衣冠直衣の時也、巾子細

袍和名鈔袍薄交反和名宇倍乃岐奴

延喜彈正式凡綾者聽用五位已上朝服六位已下不得服用

仗守護官所持之兵仗也

胡簶是備武之器武官所負者也有平胡簶壺胡簶狩胡簶之三依隨事用之詳見下巻末

くはしく衣冠の部にしるせり

袍

縫腋（襴アリ）闕腋（襴ナシ）乃品あり闕腋ハ四位已下の武官のともから節會行幸等の日用ひたまふ至公卿は武官といへとも闕腋を用ひ給ふことよのつねハ不論文官武官縫腋を用ひらる延喜兵部式云凡武官五位以上朝服（袍ノ名ナリ）皆聽著襴但立仗日不須彈正式云凡諸衛府（左右近衛左右衛門左右兵衛府云之衛府ト）五位以上通著其著胡簶并立仗之日著位襖但參議已上不在此例それ縫腋

位襖者闕腋之舊名見衣服令義解

位色每階分色見衣服令其染式詳見延喜縫殿式

五倍子鐵染正暦已來以紫深緋染易五倍子鐵染故全黒是以俗云橡也此據萬葉集乃禁忌之稱也蓋有別名乎可尋之

とは袖の下よりすそまてぬひつける故にまつはしのうへ乃きぬともいふ（見和名鈔）闕腋こハ袖乃下よりすそまてとぬいさる也かるかゆへにわきあけのころもともいへり（見和名鈔）縫腋ハおりゐることよく闕腋ハまれてさゝよろしきなり又位色乃事いかにといへハ一位深紫二三位淺紫四位深緋五位淺緋と云（一條院御宇）正暦乃比よりいろくろくなりて四位已上五倍子鐵染を用ひ色をより黒く

異文者定文之外也。三條家大亀甲。花山大炊家亀甲。西園寺家丁子唐草。久我家菱之類也

緋以ニ蘇芳ヲ染者ハ非也。本色以ニ茜ヲ染ム之ヲ。故ニ茜ト云フ之ヲ。深緋草ト

表ハ綾文ハ大轍轡唐草。輪無等なり（古ニ云輪有ト是乎）式ハ家よりて轡唐草輪なしの相違一つのミ也多分ハ臨に亟なり又大臣にいたりてハ異文として各別なり是を家くれかきりの事ゑ示牧多古記（三條装束抄）ニ見えたり裏平絹（ヘイケン）（色同ニ表ニ）夏より秋まて生薄物（スヾシウスモノ）文色（同右ニ）五位ハ緋（今世以ニ蘇芳ヲ染ニ之ヲ）絹。文以下夏冬の製ハ萌木にあらし撰れ平絹（ヘイケン）とハ文なき絹をいふ六位以下（緑ノ袍ナリ）乃文同略之ヲ

單和名鈔ニ釋名ニ云無キ裏曰單ト今按古ハ直ニ著ル身ニ之衣也**袙**和名鈔作ル衵字ニ註女人近キ身ニ之衣也然則不合男服ニ延喜式ニ作ル褟字者是此服也乎有單褟袷褟也**下襲**是著ル袍ノ下ニ古重ル半臂ヲ之時著ル半臂ノ下ニ袙單等上ニ之衣也

大帷（自レ夏至レ秋赤ニ、自レ冬至レ春白ニ）并下襲単

いにしへハ汗取（見餝抄）の帷と名付て夜いり用ひ給ひし也近代夏冬ともに帷を用ひらるゝ事是衣文乃ためなり上古單（ヒトヘ）。袙（アコメ）。下襲（シタカサネ）と次第して著用ありし纔略して此帷よ（十五歳以前濃色以後紅）單下襲のゑりを付又袖小單乃袖計を付て用らるゝ故ニ是を袖單ともいふかくのことくの事頗略儀（フル）なれとも久しく沙汰し来れり猶式正乃單下襲を用ひ

濃色 古以蘿芳深染之是亦後世易五倍子鐵染○穀 和名鈔（和名古女）其形纖縠視之如粟

裾 下襲之裔也後世切離用之有引襟之累故手其裾長短依世制不同凡太臣一丈四五尺大納言一丈二

かふ事にあり殆着用のさまハ邂逅のまゝ也

裾（キヨ）

和訓コロモノスソ　一云キヌノシリ

同位已下冬より春まて表白平絹　白粉張裏平絹濃色（コキイロ）うすきとあいて深く或夏より秋（板引ましてひかりを付らし）まて生穀（コメ）無文或生平絹色ハ二藍（赤花及青花をとりて染て）或浅黄（浅縹後世云之浅黄是也）但陪同位又位蔵人及聴禁色殿上人ハ公卿と同しく紋あり（冬より夏まて表白浮線綾丸裏濃色文遠菱或板引夏より秋穀遠菱文以蘿芳染之）抑裾ハ元来下襲の裔（モスソ）（裔者衣裾之末衣餘也）もとハ一つとして下かさねにてつゝける事なり

三尺中納言一丈二尺参議八尺四位七尺見餝鈔今世所用如之

表袴 衣服令載白袴于時有紺緒乎凡表袴之号出于本朝文粋未見先是者猶可考之

いにしへハ法くけよう紋有ひなる也但つきをすそを用る時ハ累（ワツラヒ）あるよしにて別に切はなちて用ひきたる也（主上ハ今につけすそを着御と云々）長短ハ官位によりて相違あり今世同位又位を腰より七尺但代々の制符同しからハ自餘別記之

表袴（ウヘノハカマ）

夏冬の差別なく裏を付るなり同位以下ハ表（オモテ）白張（シラハリノ）平絹（或瑩之）裏紅平絹（或ハ板引しましてひかりを出し或ハ染ても用之）但陪同位又位蔵人及聴禁色殿上人ハ公卿と

（縮線綾）延喜織部式載熟線綾是也蓋後世以熟字易縮字云云

（石帯）有金玉石角魚皮等然則以石帯為總名者非也令式載腰帯者是云用國史記革帯者是云體也○延喜弾正式凡白玉腰帯聽三位

同しく文あり（表白縒線綾窠霰壮年以後堅文菱丸裏紅打）

赤大口（アカオホクチ）

公卿殿上人より地下といへともおなしく夏冬のわかちもなく紅（十五歳以前濃色）生平絹或ハ紅ねりなりこれを用ひらる冬ハ表裏ともにあかし

石帯

有文玉（ウモンゴク）。無文玉（ムモンゴク）。馬脳（メナフ）。犀角（サイカク）烏犀（ウサイ）此品あれとも是をいつれもをしなへて俗に石帯といへり本名是を腰帯といひ或ハ革帯といへり亜ハ

已上及四位參議著用。玳瑁馬脳斑犀象牙沙魚皮紫檀五位已上通用

（上手）手字或清或濁而讀之二説。夫木集雑歌

おりひきやわろ多
きつかさの帯し
めうてにゆけく
人とえんとハ

此外多くの帯ありといへとも今世の所用大概かくのことし又石の帯に巡方丸鞆乃二様あり但公事によりて用る事定まりありそれ巡方とハ方なる飾をいひ丸鞆とハ圓なるをいふ近比ハ方圓相交て用ひらる是通用のあるひハ数帯乃中に丸六ツ巡方乃おしに方二ツ据て上手（裾とかくるものあり）一ツ都合十一あり或又丸八ツ巡方乃端ニ方一ツはしも一ツあり凡帯の所用依官位故實

馬脳　本草綱目時珍云按增韻云玉屬也文理交錯有似馬腦因以名之曹昭格言論云非石非玉堅而且脆刀刮不動其中有人物鳥獸者最貴○犀角紋　如魚子形謂之粟紋紋中有眼者謂之粟眼黒中有黄花者爲正透黄中有黒花者爲倒透花中復有花者爲重透並名通犀

なりといへども略して爰に四位五位乃帯のミしるせり四位ハ馬脳帯尋常被用ゆ然とも馬脳帯ハ丸鞆の外巡方なしと古記（名目抄）に見えたり故に節會　行幸之日四位といへとも犀角巡方を用ひらるゝ事　通例なり五位ハ犀角丸鞆乃帯為常被用ゝ但[illegible]云行幸の日ハ犀角巡方の帯を用ひらるゝ事例なり然れとも今世多分ハ方圓相交る帯を用ひらるゝよしなり

乃上品也花如椒豆斑者次之烏犀爲下品

延喜彈正式凡畫餝太刀ハ五位已上聽之○凡刻鏤太刀ハ非新作聽五位已上著用○世俗淺深秘抄金造劔尋常不用之宿老人用之

餝劔　國太曆如法餝劔用赤滑強非異様只當劔之内如法餝之玉居ナトシタル也

劔

大臣の時ハ金装束（ツクリ）。大納言まてハ銀造り其外ハ何の人なれと近比ハあるにまかせて用ゐるによりて金銀乃沙汰に及さるよし「古記（桃花蘂葉）」に見えたり武官の人ハ職に付て帯劔（タイケン）勿論なり文官（モングハン）ハ　勅授帯劔乃　宣下ありて帯せらるゝ也但武家方にハ更に不拘法令皆帯せらるゝ例となれり凡公卿ハ餝劔（カザダチ）如法玉なと居ゆるを本地（キヂ）螺鈿（ラテン）鞘を紫檀にても沈（ヂン）にてもいつれも本地いふみして金貝なとにて錺るをいふ

蒔絵螺鈿鞘（と蒔絵ありて金貝なとを入かさりたるを云）被用之但公事にはもちひざるべし又蒔絵釼ハ卿相雲客ともに節釼の人被用之又樋螺鈿と云太刀なり是まゝ云ふ殿上人通用すへし古記（錺抄）にみえたり樋螺鈿とは鞘乃地をまきゑにして表裏に樋をつけ（紫檀或沉香也）樋乃中に貝を摺なり又六位以下ハ黒漆成用ゆ大概かくのごとし

平緒　紫緂

平緒五位已上、同唐組六位已下、並纐纈新羅組之、貞観有定制、後世織平緒、是新物者乎

釼の装束紫華（或号赤滑）乃時ハ紫緂の平緒なり紫緂とは紫に白糸を打交ていろどりたるをいふ緂乃字いろどりとよめり凡平緒の文多くありといへとも大概孔雀尾長鳥竹桐鳳凰唐花四季乃花黄鳥等神妙の物なりと古記（錺抄）に見えたり今世或ハ家の文をもまじへ或繍よしなり若年の人ハ常に紫緂を用ひらる或ハ壮年宿老ハ色用ひさる事なり此外紺地。蘇芳緂。萌黄地。青緂。紅梅地。櫨緂。薄櫨

（白地平緒）繍梅花号小忌平緒是也○（鈍色平緒）無文薄墨交青氣之色也号凶服平緒是也

本邦以詔詞直書笏例見承和中國史

異邦以紙粘笏上事事文類聚續集記笏本今官員執笏最無道理笏者只在君前詔事恐事多

緂香緂白地鈍色乃忌なり絵とめへき紫緂ハ不論晝夜公事にもふ用ひらるゝよしハ云す

にもちゐるを不用習ひ給ふ也何そ故実をまなひまして用ひなんにハ忘るし

笏

和名佐久

異朝にハ［釋名文也（臣）作君（致）作敎］臣有致命及所啓白則書其上備忽忘云云　本朝の古例も亦かくれなきものなり　又笏紙とて押事あり任納言之時著笏紙系入若不具之人御外記令書押のよし古記［江次第］

須以紙粘笏上記其頭緒或在君前不可以手指人物便用笏

（檜扇）或秘記曰以扇直笏ト見タリ又或記笏代ニ用フ故ニ夏冬通用シテ持タニコフト云云

みみよりく但是ハ常の儀によりて云事ぞかし又附乃事あり又寸法形相ハ家々説々不同［見江次第及朝野群載又有家説各秘之］本ハ或ハいちゐ又ハいくら乃類なとを用ゐてより近世或ハ櫻桜人々の意巧定まらす礼服着用の示ハ牙の笏なり常にハ卑されし皆木の笏也　又笏をたやすく讀す子細ある事なり

檜扇

束帯の附ハ懐中のよしあり桧扇の数たて

襪（和名鈔）說文云襪（和名之太久頭）足衣也○餝鈔襪足下可有用意黒足見苦云云

枚或ハ廿八枚もある白糸にてさして糸の餘りを房の花或ハ家々の文を畫なとして揃あまれる糸をとめいくかつ葉なしとも云く或ハ皆にそくなり十六歳ニ及より卅家とも衣用ゆ又三十家ニ於とも以上も云ゐにおいて唐草を用ひ給ハさるもあり老年揃かくれなし

襪（シタウヅ）

白平絹の袷うちさるゝ也凡常の外著用なし

但老人ハ衣冠乃時も蒙テ勅免著用ありし也

履 釋名履者禮也飾足爲禮也○靴本字作鞾時珍云鞾皮履也所以華足故字從革華○淺履往古無此名也益和名鈔有木履乃此履乎

履（クツ） 靴 淺履

凡公事公會之所悉著靴又雖非公會務とせる人ハ雨泥の日ハ靴を著るよし延喜彈正式よ見えたり常は淺履を用ひらる但履敷（クツシキ）履乃内ハよも表袴の切まて張て有よ公卿并聽禁色之人ハ皆文ありそれハ紋なし

緒太（ヲブト）

（江次第）古記ニ或藺履（ヰグツ）或裏無とい是也いわゆるうら晴乃物ニあらす地下も今持て常の事なり

散位者謂有位而無官之人也前官之人も猶散位也是散木之意也乎

束帯の時乃緒太ハ従者可有覚悟もの也

一公卿と申し殿上人と申すハいか程違ふ哉

摂政関白及三公ハ是公なり大中納言散一位及三位以上ハ是卿なり参議ハ四位といへとも猶卿也去ほど並べて公卿と申なり又記録ニ大臣公卿とかける公ハ大中納言参議散一位及三位已上なる也

今按此通より申来り又卿相（ケイシヤウ）ともいふなり、また抄物ニよりて覚悟すへし又殿上人とハ四位五位六位乃人昇殿をゆるさるゝを申なり又ハ雲客とも申也而して昇殿をゆるされし人を堂上と申す昇殿ゆるされざる人を地下と申す堂上ハすべてよき地下ハふごりてよみ申すを習ふべく候

一殿上人と諸大夫乃束帯の具かはり申哉

袍の色同し事なり位階乃高下まてかはら

自四位殿上人遣地下四位諸大夫執達如件恐々謹言無上所名字。自地下四位諸大夫遣四位雲客謹上執啓恐惶謹言見弘安禮節五位殿上人與五位諸大夫之禮亦同上

申は衣位袍とも申なり記録に當色（タウシキ）の袍を着してと有るハ其位にあたる袍乃事なれは同位殿上人ハ同位諸大夫五位殿上人又位諸大夫各其礼節ハ各別なれといへ共束帯の時袍以下皆具相違あるへからすそれは但衣冠狩衣なとの時ハ指貫なとにおゐてかはり有へき也

一　文官武官のわかち覚悟いく

文官（モングハン）とハ文道の事をもととしてまつりこと

中務。兵部。刑部。彈正。左右京。侍従。内舎人。隼人。官及太宰府官雖非宿衛官皆帯劔之官也

の職をとりさはるを文官と申は大臣大中納言参議左右弁少納言以下其外経筆の人たるへし　文武と申へてもぶんぶと申さるをもん官とよみ申はあやまりなりそれ武官とハ兵仗を帯し　禁裏内外乃守護にあたるハ武道の事にたつさはり申官を武官と申なり大将中将少将将監将曹に其外左右衛門府左右兵衛府左右馬寮（メリヤウ）兵庫寮の司乃類職原鈔なとにみえ申て候

一垂纓（スイエイ）とハいふ

冠の纓に垂纓巻纓（ケンエイ）乃二様あり巻纓とハ武官乃人闕腋の袍を着し弓箭を帯する日老懸をかけ纓（エイ）をまきて用ゆなり是をけんゑいとも申候弓箭を帯せさる時ハ縫腋の袍を着し老かけをかけ候とも垂纓にて候況文官ハ揔垂纓なく候垂纓とは巻候ハで垂れて用ひ申候事にて候

西宮記一臨時男
女禁色上卿奉
勅給弾正検非
違使勅授帯劔
牛車輦車宣旨
自御所
亦同被書下

一勅授（チヨクジユ）帯劔とはいふ

武官ハ職にはなれて帯劔勿論なり文官ハ帯劔せさる職なりしかれと帯劔の　宣下をかうふるを勅授帯劔と申なり

一靴（クハ）乃氈（セン）赤色ハ左近衛大将中少将等青色は右近衛大中少将等に着之よしうけたまハり候

此通に候

右記に見え申さす候青ハ老人に着候尤赤ハ壮年の人被用候事と俗に覚申候

禁色　清少納言枕さうしに六位の蔵人こそ猶めでたけれいみじき公達なれどもえしも着給はぬあやおり物を心にまかせて着たる青色姿といふ是なり

禁色　延喜弾正式凡諸禁色者惣雖下衣不聴服用今按禁色凡支子深可濫黄丹者及深紫深紅深蘇芳之

一禁色をゆるさるゝといふ事

禁色をゆるさるゝ事大臣の子孫及蔵人等聴さるゝ四位五位までもゆるされ其當色の袍を着てしたかさねの具ハ束帯乃時も衣冠の時も公卿のごとく織物乃装束着用のことゆるさるゝを禁色をゆるさると覚悟すべし今世にはこれもなけれハ落着しがたし装束抄に深紫深紅を禁色といふと云〻是本儀なれども今表袴乃

類也

窠霰乃文あるを禁色と申なりしかれどもしくものなき時ハ是も子細なかるべきやと覚候

一節會ハ元日白馬踏歌にかぎらず

むかしは元日。白馬。踏哥。五月五日。九月九日豊明。立后。立坊。任大臣等乃宴さへあまたありし子細くはしく古記（西宮北山等抄）にみえたり元日白馬踏歌節會今に恒例是を行ひ給ふ其外ハ大方絶たりしを近比。立后。立坊。豊明なとの節會を

なくひたひしとなり

一院宮他所の御出をも行幸と申ハ非
行幸ハ　天子御幸ハ　院行啓ハ　中宮東宮
かくのごとくわかち有と心へて　院をバ
御幸とハ申されぬ事なり

（衣冠）西宮記ニ号ニ宿衣ト是也宿衣直衣共ニ雑袍也云云

雲井春云後鳥羽院世にすぐれたる蹴鞠の達者にておはしましけれバ承元二年九月に上皇を長者と申たてまつりて連署乃賀表をたてまつりきやがて大炊御門太政大臣頼実公の亭にて竟宴乃

衣冠之具（常の袍に指ぬきを用ゐるを衣冠といふ）

冠　無緌

くはしく初巻に見えたり

懸緒　并組懸

かけ緒ハ紙より也。束帯。衣冠。直衣。狩衣以下
皆是を用ひるそれ組懸を（以紫糸組之）承元二年
九月に　後鳥羽院蹴鞠乃御時はじめて
ゆるさせたまへりしむと云ゝ　しかうして諸人みな
飛鳥井家乃執　奏として　勅許ある

るまりて上八人中
八人下八人なといふ
まてとも定らすも
下官のいろく
くされかたりを
むとせと定より
こと法ハ出にたり

なり元来蹴鞠乃ときの烏帽子のくゝりを
おさめ掛りたる人ハ衣冠直衣の時冠にも用ひ
たるふなりされとも束帯乃時ハかならすを
ことか紙よりを用ひる又地下ハ一向無用なり
けれとも武家ハおほくも侍従拝任の後ハ
うけて用ひらるゝやうになり

袍（縫腋）

文官武官ともに衣冠乃時ハ皆縫腋の袍なり
くはしく初学ハ見てしるへし

（衣）袍下衣也
（單）帷凡如束帯

衣（キヌ）并單帷

衣の事或ハ袷ともを称す但三條轉法輪
家にハ束帯の下にうきぬるハ綵着（サイギヤク）にして
泊とも直衣衣冠狩衣の下に用ゆるは莫太
なし是をきぬと称するよし見えたり古来
直衣衣冠乃時ハかならす其下にハ單又衣或
着しかふ也當時指貫小袍をきり着する
を衣冠といひ袍の下に單又ハ衣を着さる
或ハさ称といへりあやまりたるよしなり

紫　濃紫也　薄色　薄紫也餘皆准之

浮線綾　文名名目鈔載卧蝶是也

単。衣等着せざるハ頗略儀也但晴がましき時ハ必衣をかさぬる事也衣乃色ハ太略紫。薄色。紅。蘇芳。紅梅。萌黄。黄等也但若キ人夏ハ単乃上にすゞしの衣をかさぬ老人ハ生の衣を着せざる也（近代ハ表袴衣単とりふ）用ゆ（単かりえ）衣は白色乃衣ハ長年乃人用ゆ云々并聴禁色之人ハ文あり（小菱或浮線綾の丸又名ありる衣ハ其文を浮織文と）用ゆる也若年ハ繁文老年の人ハ遠文但ことわらハ褻ニ尋常の時用ゆる晴の時ハ浮織物唐織物等なりいつれも平絹なり時によりていろくれ

奴袴　和名鈔奴袴（佐師奴枳乃波賀萬）

夏指貫　生文ハ三重襷云之太文後世不用之

浮織物之時ハ文鳥襷固織物之時ハ文藤丸之由

出

衣を出衣（出ニ衣下端也）して用ひなふと見えたり又単いにしへハ青単。薄色単。蘇芳。黄単もありき近世張（張ニテ加ヘ油ヲ出ス光之由）ハ紅単也表冬ハふくさ張夏ハ張単として板引にして用るなり老人ハ白単文ハ単文乃綾なり帷ハ衣文のためなり

奴袴

或用指貫字

いにしへハ夏ハ生冬ハ練なり公卿并聴禁色之人ハ文あり（浮織物固織物　紫浅黄随年齢）不聴禁色殿上人ハ其文紫。薄色。多ハ（たてぬきに白き糸をぬきにこれを織）或ハ紫。薄色。

平絹（深色之色を付色とす）裏ハいつれも同し文ハ平絹なり夏冬ともに小紋用之又地下ハ不論老若無文浅黄（たて浅黄ぬきは白の糸をもつて色を織）文ハ浅黄平絹（付文）多く着用之又於武家ニ諸大夫ハ浅黄丸平絹侍従少将中将ハ無文織文の浅黄（たて浅黄ぬきは白）を着用せられしく紫乃指貫ハ輙ちひらきまさりし我家の蕃客来聘の時より御沙汰ありて五位諸大夫ハ無文浅黄指貫四位諸大夫紫侍従少将中将ハ皆浮文のさしぬきを着用

のよしなり織色深色ハ上ニ同し

下袴（付腰次）

下袴ハ於儀緩なり十五歳以前の人濃色（コキイロ）（濃紅の事）（なり今ハしろゝみろく深く）十六歳以後紅若年乃後白色之文定ろまなし略儀近代平絹也下括（ゲクヽリ）の時指貫乃下に用之又腰次とは布の袴なり上括（ジヤウクヽリ）の時用之是も單衣等をかさぬる時乃事なり

（野劔）野ハ文飾少キ之意也手

野劔（ノダチ）

野太刀ニ差平緒例見應安四年北面始記ニ但不為可之

持野太刀ヲ事薩戒記ニ鈎殿中將入道ノ口傳ニ曰近衛司綱ヽ出仕ニモ皆雜色令持蒔繪野太刀ヲ候雜色持右手ニ脇下ニテハ候ハテ袖ヨリ出テ持候雜色候ハヌ時ハ童中間ナトニ持セ候

毛抜形釼とも号し式ハ革緒釼式ハ平鞘（柄間有毛抜形金）釼式ハ衛府釼ことも号す一物にして多く此名をもちゆ衛府公卿雲客といふ束帯直衣衣冠なとに以革緒（今世或組緒）用之中

大将ハ蒔繪野太刀。公卿の將ハ蒔絵螺鈿野太刀。次將并衛府佐ハ木地螺鈿野太刀也近代次將の人蒔繪螺鈿野釼をもちゆむ然に卒尓随身に附て多く此釼を帯きるもし云々　但武官にあらさる人ハ用へから

（檜扇）式正也但暖暑之比ハ用ル蝙蝠ヲ之事可安平雖然直衣之時夏持檜扇ヲ定例也見吉部秘訓鈔ニ

まうしけり古記（餝抄名目鈔）によりてしるす然れハ今文官の人も武ハ是をゆるさしめぬとみえたり但丁依附宜に左又常此刀を令持給ふ事頗畧儀乃事なれハ一向此太刀の限にあらす於武家ハ衣冠の附ハ野釼是を衛府の武鞘巻釼とも帯せる謂然若泰釼ともいふ

内上殿の官ハ殿上の口におゐて解釼乃よし也

檜扇 付蝙蝠

冬ハ檜扇夏ハ蝙蝠を持たまふ也但束帯の附ハ夜も檜扇なり衣冠并衣なとの附極熱には

（蝙蝠）夫木集
日くるれハあみ
えひふかハかれ
あふきの風も
すゝしかるらう

蝙蝠と云ハ子細あり老者ハ桜冬の扇をもつへし例
近代ハ夏冬をいはす蝙蝠をもつ人あり例
るゝへからさるよし此上古記に見えてさりけるま
蝙蝠とは今の末廣也参議以上ハ妻紅なり
絵ハ定る事なし蝙蝠をかはほりと読也

襪

衣冠乃時襪を着にる依之人可省覚悟する也

浅履（付緒太）
くつしく初冬に見えたり

（直衣）亦雑袍也故蒙勅免被著之詳見禁秘御鈔

（華族）文選王文憲集序公生自華宗李善注華宗貴族必應斯舉

浅履緒太ハ老年によりて著用の事也

一直衣とハいかやうなる物にていか程の人の着る哉
自冬至春表白浮線綾（白裏張平絹）若年ハ紫成也
（次才まうすくなし次ニ花田色も次第うすし年老てハ大略白をもちゆ次ニハ一向白を用也）自夏至
秋生文三重襷（若年ハ二藍次に花田次才にうすく染て宿老ハ白をもちゆ）裁縫の
袴制専如位袍いかしへハ花族（清花通稱の云ハこと）
以とも輙不聴之御簾中入立乃者聴之

禁色與雜袍宣旨各別事公卿補任曰藤原兼經萬壽三年二月九日聽禁色十一日聽雜袍宣旨（時右少將 正五位上）

まかハ御侍讀或御乳父聽之已上古記（桃花蘂葉及禁秘御鈔）よ見えたり但内〻にてハ着用ありしにやいにしへハ殿上人の直衣をゆるしゝ也今世直衣をゆるすハ攝家清花ハ勿論近習の人によるといへとも其人乃任先例に勅許ありて或種姓に依し花家よハ參議乃時聽之まかハ或納言の時聽之或ハゆるさゞる家多く雜袍計又禁色と雜袍との制とは各別なりと記之

烏襷此烏用何烏乎不見羨求諸抄也挑文師有故實乎可尋

直衣かかつひよハな紐しそれともおなしさらむ事なきゆへ也

一公卿并禁色の人ハ紋着は指貫いろ
攝家童躰乃御時紫二重織物指貫（上文白 浮線綾）（地文 亀甲）元服之後ハ亀甲指貫其後薄色烏襷文（已上 浮文）次薄色藤丸次淺黃藤丸（已上 固文）隨年齢着用あり清花よは二重織袍をのぞく紫亀甲指貫より着し始てまゝ諸家公卿并禁色ゆるし人ハ烏襷之上乃文をもちひ

たまふ事なり色ノ濃深ハ年ノ老次第にうすく
なるなり極宿徳ノ人ハ白色ノ練指貫を着しけるの
よしみえたり

一世俗に陽剱陰剱ありといふ事いはく
剱（タチ）に陰陽といふ事覚悟をもつて或ハ諒闇（リヤウアン）或ハ
喪服（サウフク）乃附太刀の他やうなりといへとも陰の
太刀といふ名目無之以但野剱を衛府（エフ）乃剱
ともいふ以故陰陽乃陽と覚て或ハ野剱ハ
武官の人常にしふより或ハ衛府の剱といふ
事以来とふと二字にえらにして来ふと
言葉を引つけく読みすそ以後とも
近衛府といふ附ハ切く見えるよく以日本れ
事は是ふかくうつ次事なくにおくくせ有之
以故僧援なくてハ叶はる元与なり

一公卿の将次将ハ府の佐乃なりいはく
公卿の将とハ或ハ中納言中将。二位三位中将宰相
中将等をいふそれ中納言の人中将を兼官
し或ハ二位三位にのほりて中将を叙留（ジョリウ）

叙留者叙位留官之意也

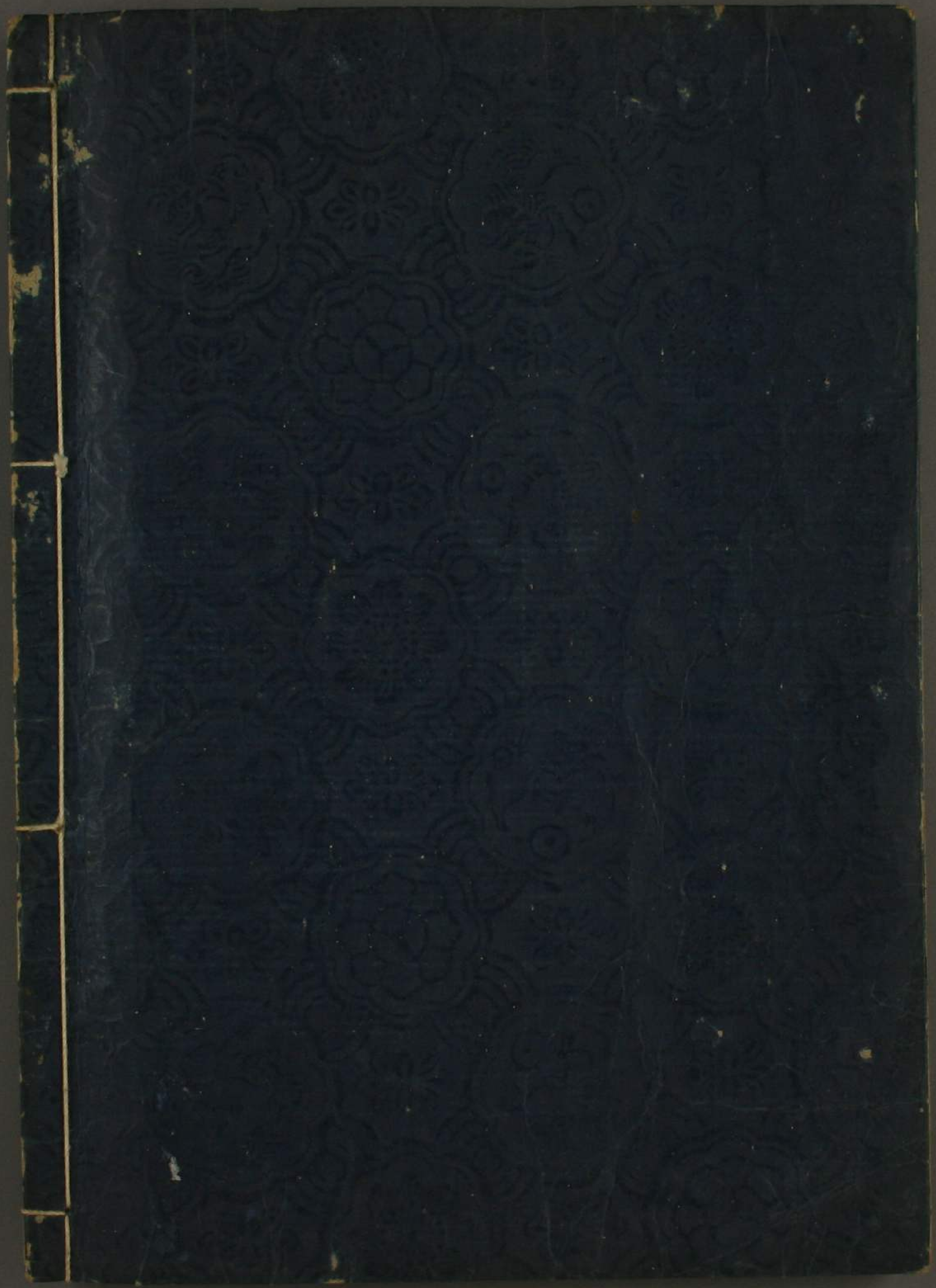いろ事摂家清花乃外をぞくハ宰相の中将は羽林家の中能家（キ）にハ大形くれらし又次将とハ中少将乃事を申は大将乃次の也　ぞは又衛府の佐とハ左右衛門左右兵衛佐を申は此府乃中督（カミ）ハ或は中納言是を兼任せらる也或ハ参議及散三位乃人任ぜらるれは佐ハ多くハ名家の殿上人を任ぞくは太也衛府の佐と申事作